
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重**

本資料の目的

1. 本資料は、第479回企業会計基準委員会（2022年5月17日開催）審議事項(2)-2ステップ2で議論する論点間の関連及び優先して検討する論点の整理で示した論点のうち、複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重に関する論点について、事務局の分析及び提案についてのご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ4では議論の展開次第で別途検討を行う。
2. 本資料では、複数のシナリオの考慮に関し関連性の高い将来予測情報の考慮に関する取扱いの具体的な検討は取り上げず、別途検討を行う。

本論点を取り上げる理由

3. IFRS基準のECLモデルでは、金融商品の予想信用損失を一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額で測定することを要求している（本資料第5項参照）。これに対し、我が国の貸倒損失算定の定め及び実務では、同様の定めが無い（本資料第8項参照）ことから、実務上も限定的にしか行われていないと考えられる。そのため、IFRS基準の定めは我が国には馴染みの薄いものであり、当該要求事項を仮に取り入れる場合には実務上の困難さが存在する可能性がある。
4. 前項について、これまでの審議では、次のような意見が聞かれた。
 - 全金融機関に複数シナリオを設定することを求めることは実務上困難と考えるため、単一のシナリオでの予想信用損失の測定も認められるようにした方がよいのではないか（第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日開催））。
 - 各金融機関のポートフォリオの特性や、データ制約とそれによる実務負担にも関係する重要な検討ポイントである（第473回企業会計基準委員会（2022年2月8日開催））。
 - ECLモデルにおける偏りのない確率加重平均が、コロナ禍の環境においては過度なボラティリティを抑制する効果が一定程度あると考えられる。保守性の概

念がある日本においては、この定めが有効に使える可能性もあるため、考慮すべきポイントになると考える（第175回金融商品専門委員会（2022年1月21日開催））。

会計基準の定めの確認

IFRS第9号「金融商品」における定め

5. 結果の確率加重に関して IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では次のように定められている¹。

- 企業は、金融商品の予想信用損失を、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映する方法で見積らなければならない（IFRS第9号第5.5.17項(a)）。
- 予想損失を測定する際、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はない。しかし、企業はたとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映することによって、考慮しなければならない（IFRS第9号第5.5.18項）。

6. 前項について、適用指針では次のように定められている。

- (1) 予想信用損失の見積りの目的は、最悪の場合のシナリオを見積ることでも、最善の場合のシナリオを見積ることでもない。むしろ、予想信用損失の見積りは、たとえ最も可能性の高い結果が信用損失が発生しないことであっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性を常に反映しなければならない（IFRS第9号B5.5.41項）。
- (2) IFRS第9号第5.5.17項(a)（本資料第5項参照）では、予想信用損失の見積りが、一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率加重した金額を反映することを要求している。実務上、これは複雑な分析である必要はない場合がある。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数の詳細なシナリオのシミュレーションの必要はない。例えば、リスク特性が共通している金融商品の大きなグループの平均信用損失が、確率加重金額の

¹ さらに、IFRS 第 9 号 BC263 項では、「予想信用損失」、「期待値」及び「期待キャッシュ・フロー」という用語の中で使用している「予想・期待 (expected)」という用語は、分布の確率加重平均を指す専門用語であり、最も可能性の高い結果又は最終的な結果についての企業の最善の見積りと混同すべきではないとされている。

合理的な見積りとなる場合がある。そうでない状況では、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額及び時期を特定するシナリオの識別とそれらの結果の確率の見積りが必要となる可能性が高い。そうした状況では、予想信用損失はIFRS第9号第5.5.18項に従って少なくとも2つの結果を反映しなければならない（IFRS第9号B5.5.42項）。

7. これに関する考え方として、IFRS第9号の結論の根拠では、次のように述べている。
 - (1) 期待値測定は、企業の将来キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性に関する情報を提供するので、最も目的適合性が高い測定基礎である（IFRS第9号BC5.264項）。
 - (2) すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）を用いた予想信用損失の検討を盛り込む。したがって、企業は複数のシナリオ及び生じる結果並びにそれらの発生の確率を考慮することが要求されている（IFRS第9号BC5.264項(a)）。
 - (3) 期待値の計算は企業があらゆる個々の生じ得る結果とその確率を特定する厳格な数学的演習（exercise）である必要はない。むしろ、多くの生じ得る結果がある場合、企業は期待値の計算のために完全な分布の中の代表的なサンプルを使用することができるとともに、期待値計算の主要な目的は、少なくとも2つの結果（デフォルトが生じるリスクとデフォルトが生じないリスク）を考慮することである（IFRS第9号BC5.265項）。

日本基準における定め

8. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」などの我が国の貸倒引当金に関連する会計基準等では、貸倒損失高の算定にあたって複数のシナリオを考慮して確率加重を行うべきとする具体的な記載はない。
9. なお、日本公認会計士協会が公表している「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法（DCF法）が採用されている場合の監査上の留意事項」では、複数のシナリオごとの発生確率をそれぞれ見積る計算例が示されている。

結果の確率加重の考慮に関する ASBJ 事務局の分析

実務上の困難さからの検討

10. 結果の確率加重により金融商品の予想信用損失を見積ることに關して、第7項(2)に記載のとおり、IFRS第9号BC5.264項(a)は、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）を用いた予想信用損失の検討を盛り込み、企業は複数のシナリオ及び生じる結果並びにそれらの発生確率を考慮することが要求されているとしている。
11. ここで複数シナリオという用語が用いられているが、複数シナリオが考慮される局面は次の2つがあると考えられる。
 - (1) 少なくとも信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという2つのシナリオを考慮する。
 - (2) 信用損失が発生するシナリオにおいて、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）を考慮した結果、具体的な複数のシナリオが示される場合がある。

(第11項(1)に関する考察)

12. 第11項(1)に關して、IFRS第9号は、最頻値ではなく結果の確率加重により金融商品の予想信用損失を見積ることを要求している。これは、信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオが存在する場合、信用損失が発生しないシナリオの確率が最頻値であったとしても、予想信用損失をゼロとすることはできないことを意味する。
13. 貸付金のポートフォリオを会計単位と捉えるか、1つの貸付金を会計単位と捉えるかにより予想損失の引当のプロセスは次のように整理が異なり得るが、リスク特性が共通する貸付金に係る過去の実績率を勘案するという手法は共通であると考えられる。
 - (1) リスク特性が共通している貸付金のポートフォリオを会計単位と捉えた場合、通常、ポートフォリオ全体としては一定の確率でデフォルトが発生すると見込まれる。この場合に当該ポートフォリオに係る過去の平均実績率を用いて予想信用損失を見積ることにより、信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという2つのシナリオを考慮することができる。この手法は我が国の実務においてもこれまでも採用されてきたため、実務上の困難さは生じないと考えられる。

(2) 1つの貸付金を会計単位と捉えた場合、ステージ1及びステージ2にある貸付金では信用損失が発生しないシナリオが100%に近いと考える状況があり得る。そのような場合でもIFRS第9号では信用損失が発生しないシナリオのみとして予想信用損失を見積ることは許容されない。そのため、リスク特性が共通している貸付金に係る過去の平均実績率を参照して、予想信用損失を見積ることが考えられる。

これについても、我が国の実務においてもこれまでも採用されてきたため、実務上の困難さは生じないと考えられる。

(第11項(2)に関する考察)

14. 第11項(2)に関しては、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）によっては、過去の平均実績率をそのまま使用することが適切でないケースがあり得る。例えば、企業を取り巻く将来の経済状況等が過去の平均実績率の前提となっていた状況と異なる場合には、「一定範囲の生じ得る結果を評価し、偏りのない確率加重金額」という原則に照らした検討や調整が必要となり得る。これについて、将来予測的な情報により、デフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの範囲で生じる信用損失との間に非線形的（non-linear）²な関係が予想される場合にはその影響が大きくなると考えられる。
15. 前項について、IFRS第9号における新たな予想信用損失の要求事項の実施のための支援を提供することを目的にIASBによって時限的に設立された金融商品の減損に関する移行リソースグループ（ITG）の2015年12月会議（以下「ITG会議」という。）では、デフォルトの発生確率を用いている場合にはリスク特性が共通するポートフォリオについてデフォルトが発生する確率及び発生しない確率の複数シナリオを反映しているといえども、IFRS基準が要求する偏りのない予想信用損失を満たすためにはデフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの非線形的な関係の影響を反映するために2つ以上の将来予測的な経済シナリオを考慮することが必要であるという考えが示された。

² 本資料では、非線形の文言を説明変数（本資料では失業率）と目的変数（本資料では予想信用損失）の関係が、失業率が悪化した場合に予想信用損失は失業率の悪化の程度以上に大きく悪化するといった比例的ではない関係にあるという意味で使用している。

16. ITG会議において議論された具体的な例は以下のとおりである。

シナリオ	将来の失業率	発生確率	予想信用損失
(a)	4%	20%	CU30
(b)	5%	50%	CU70
(c)	6%	30%	CU170

このケースにおいて、もっとも可能性が高い結果である5%の失業率、すなわちシナリオ(b)に基づく単一の中心の経済シナリオによると予想信用損失はCU70となる。しかし、確率加重平均した場合にはCU92 ($CU30 \times 20\% + CU70 \times 50\% + CU170 \times 30\%$)となる。このように生じ得る損失の分布が非線形の場合で、単一の将来予測的な経済シナリオを用いたときには、基準に沿った偏りのない確率加重した金額が算定されるわけではない。

17. この点、ITG会議では、予想信用損失の算定方法についてIFRS基準は特定の方法を要求していないこと³、重要性を考慮すべきこと、過大なコストや労力を要さない範囲での合理的かつ裏付け可能な情報に基づくことといった点が示された。IFRS基準が特定の方法を示していない理由について、IASBは、許容可能な方法を列挙すると、予想信用損失の測定のための他の適切な方法を排除したり、予想信用損失の測定に要求される属性と整合しない金額となる場合であっても特定の方法を無条件で認めるものと解釈されたりするおそれがあることを懸念し、むしろ、IFRS第9号のセクション5.5では、予想信用損失の測定の目的を示し、企業が当該目的を満たすための最も適切な技法を決定することを可能にしていることを示している。
18. 前項までの検討の他、信用減損金融資産となりステージ3とされた貸付金については、通常、個別の貸出先ごとに予想信用損失を測定すると考えられる。この場合、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な将来予測情報に基づいて、将来発生することが予想される複数のシナリオを考慮したキャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローを現在価値に割引くことで予想信用損失を測定することとなると考えられる。

(小括)

19. 第11項(1)の信用損失が発生するシナリオと信用損失が発生しないシナリオという2つのシナリオを考慮することについては、我が国の実務においてもこれまでも採

³ 一般論として複数の経済シナリオを考慮するアプローチとしては、(1) 複数のシナリオを用意して確率加重を行う、(2) 中心的な将来予測的なシナリオに基づき予想信用損失を計算し、必要に応じて損失分布の非線形性を反映するように修正する、(3) モンテカルロ・シミュレーションを行うアプローチが挙げられる。

用されてきたものであり、実務上の困難さは生じないと考えられる。

20. 一方、第11項(2)に関して、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）によって複数のシナリオを示し、かつ、将来予測的な情報により、デフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの非線形的な関係が予想される場合に定量的な確率加重を考慮することは、これまで我が国の実務においては一部実施されていたとしても、必ずしも多くの場合に行われていたとは言えないと考えられるため、IFRS第9号の定めをそのまま我が国の会計基準に取り込んだ場合には実務に適用する上での困難さが生じることが考えられる。
21. 前項への対応として、ガイダンスにより例示することにより実務上の適用を容易にする対応が考えられる。しかしながら、第17項に記載したIFRS基準が特定の方法を示さなかった理由を勘案すると、ガイダンスにより例示することによって企業各社の実情に応じた判断を阻害する可能性がある。

国際的な比較可能性の観点からの検討

22. IFRS基準のECLモデルでは、結果の確率加重の考慮に関する要求事項は測定に関する基本的な原則に位置付けられると考えられる。そのため、これを削除することは、ステップ2で開発する会計基準は、IFRS基準を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすと認められず、国際的に遜色がないと捉えられない可能性があるのではないかと考えられる。

ASBJ事務局の提案

23. 本資料第10項から第22項を考慮すると、結果の確率加重の考慮に関しては、IFRS基準の定めをそのまま取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

複数シナリオの考慮も含めた結果の確率加重に関する事務局の整理及び関連するIFRS基準の要求事項を取り入れるというASBJ事務局提案について、ご質問又はご意見があれば頂きたい。

以 上